

子育て支援課からのお知らせ

児童扶養手当について

児童扶養手当とは父母の離婚、父または母の死亡等により父または母と生計を同じくしていない場合や、父または母に一定の障害がある場合に支給し、子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図るための制度です(所得制限があります)。

新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

受給資格のある方へ

「児童扶養手当現況届」の用紙を8月3日(月)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。

「現況届」の提出は、窓口において対面方式での手続きが原則ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため郵送での手続きも受付します。

なお、提出がない場合、11月分(令和3年1月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月3日(月)～31日(月)(土・日・祝日を除く)

*本庁舎に限り8月23日(日)は手続きできます。

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図る制度です。

日本国内に住所があり、精神または身体に中度以上の障害を有する児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わって児童を養育している方で、県が認定した方に手当が支給されます(所得制限があります)。

新規申請は随時受付していますので、詳細はお問い合わせください。

受給資格のある方へ

「特別児童扶養手当所得状況届」の用紙を8月12日(水)までに送付する予定です。この届出は所得額・受給資格等を確認するため毎年提出する必要があります。

「所得状況届」の提出は、窓口において対面方式での手続きが原則ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため郵送での手続きも受付します。

なお、提出がない場合、8月分(11月支給)以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

提出期間…8月12日(水)～9月11日(金)

(土・日・祝日を除く)

*本庁舎に限り8月23日(日)は手続きできます。

問い合わせ・提出先

子育て支援課 内線2486 / 金木総合支所総合窓口係 内線3113 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4066

No.4

保育所等利用予約
～安心して産休・育休を
取得していただくために～

子育てサポート 耳より情報

子育て支援課
内線2483

このコーナーでは、子育て中の皆さんに、市が実施している子育てサポート事業を「もっと分かりやすく」お伝えし「もっと利用」していただくため、毎月ひとつずつサービスの内容を紹介しています。



産休や育休が終わったら子どもを保育所等に預けたい……。

でも、決定のお知らせがくるのは入園の1カ月程前。決まるまで不安な気持ちでいっぱい。

市では、皆さんのこの様な不安を解消し、安心して産休や育休を取得していただくため、今年度から、**早めに「予約」の申込みができるようにし、「どの施設」で「いつから」の利用を約束する内定のお知らせを、より早い時期にお伝えしています。**予約可能な方や申込方法など、詳細は市ホームページを参照ください。

産休・育休明け間際の申込み

タイミング良く入園できるかどうかとても不安

希望する施設に入園させたいのだけれど

決定が直前で入園準備があわただしい

保育所等利用の予約制度

より早めに予約ができて内定がもらえるから安心

一目で各施設の空き状況が確認できて便利

早めの入園内定で入園準備がしやすい



市ホームページ <http://www.city.goshogawara.lg.jp/kenkou/fukushi/hoikujoriyouyoyaku.html>